

北海道告示第11336号（別添）

1 渡島海区漁場計画の変更の内容

渡島海区漁場計画の一部を次のように改正する。

改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）												
1 漁業権に関する事項												
区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(1)	渡海共第1号	山越郡長万部町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	長万部町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(2)	渡海共第2号	山越郡長万部町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 ちか・きゅうりうお刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ほっけ・めぼる・さば刺し網漁業 はたはた小型定置網漁業 ます・ほっけ・かれい小型定置網漁業 すけとうだら底建網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業 はもどう漁業	1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から6月30日まで 5月1日から翌年1月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年1月31日まで 4月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	長万部町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、ほっけ・かれい底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。 (4) 漁業権行使規則には、すけとうだら底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、15メートル以下でなければならない。 オ 2月1日から11月30日までの間は、漁具を敷設してはならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(3)	渡海共第3号	二海郡八雲町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	八雲町（東野、番部、栗浜、入沢、熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石船平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石盤岩町、熊石根崎町、熊石裏石町、熊石鳴神町、熊石舊浜町及び熊石関内町を除く）	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(4)	渡海共第4号	二世郡八雲町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	八雲町（東野、落部、柴浜、入沢、熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石榎沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石盤岩町、熊石旗崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町を除く）	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、ほっけ・かれい底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。 (4) 漁業権行使規則には、すけとうだら底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、15メートル以下でなければならない。 オ 2月1日から11月30日までの間は、漁具を敷設してはならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
						しらうお刺し網漁業	3月1日から7月31日まで					
						ちか・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
						ながずか刺し網漁業	3月1日から6月30日まで					
						にしん刺し網漁業						
						はたはた刺し網漁業	5月1日から翌年1月31日まで					
						ちか・たなご小型定置網漁業	11月1日から翌年8月31日まで					
						はたはた小型定置網漁業	11月1日から翌年1月31日まで					
						ます・ほっけ・かれい小型定置網漁業	12月1日から翌年8月31日まで					
						すけとうだら底建網漁業	1月1日から12月31日まで					
	ほっけ・かれい底建網漁業											
	はもどう漁業	5月1日から12月31日まで										
	(5)	渡海共第5号	二世郡八雲町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	八雲町東野、落部、柴浜及び入沢	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
						ふのり漁業						
						わかめ漁業						
						あさり漁業						
						あわび漁業						
						いがい漁業						
						つぶ漁業						
						ほたてがい漁業						
						ほっきがい漁業						
						うに漁業						
	えむし漁業											
	たこ漁業											
	なまこ漁業											
	(6)	渡海共第6号	二世郡八雲町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	八雲町東野、落部、柴浜及び入沢	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、ほっけ・かれい底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。 (4) 漁業権行使規則には、すけとうだら底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、15メートル以下でなければならない。 オ 2月1日から11月30日までの間は、漁具を敷設してはならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
						しらうお刺し網漁業	3月1日から7月31日まで					
						ちか・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
						ながずか刺し網漁業	3月1日から6月30日まで					
						にしん刺し網漁業						
						はたはた刺し網漁業	5月1日から翌年1月31日まで					
						ちか・たなご小型定置網漁業	12月16日から翌年8月31日まで					
						はたはた小型定置網漁業	11月1日から翌年1月31日まで					
ます・ほっけ・かれい小型定置網漁業						12月16日から翌年8月31日まで						
すけとうだら底建網漁業						1月1日から12月31日まで						
ほっけ・かれい底建網漁業												
はもどう漁業					5月1日から12月31日まで							
第三種共同漁業					ちか地びき網漁業	6月1日から9月15日まで及び 12月15日から翌年2月末日まで						

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(7)	渡海共第7号	茅部郡森町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	森町（森町字砂原を除く）	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(8)	渡海共第8号	茅部郡森町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 ちか・きゅうりうお刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ほっけ・めぼる・さば刺し網漁業 ちか・たなご小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業 ほっけ・いわし・いかなご小型定置網漁業 すけとうだら底建網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業 ほもどう漁業 ちか地びき網漁業	1月1日から12月31日まで 3月1日から6月30日まで 5月1日から翌年1月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から8月31日まで 11月1日から翌年1月31日まで 1月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から12月31日まで 6月1日から翌年2月末日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	森町（森町字砂原を除く）	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガレが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、ほっけ・かれい底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。 (4) 漁業権行使規則には、すけとうだら底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、15メートル以下でなければならない。 オ 2月1日から11月30日までの間は、漁具を敷設してはならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(9)	渡海共第9号	茅部郡森町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 えぞわすれがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	森町字砂原	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項		
改正後	(10)	渡海共第10号	茅部郡森町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	森町字砂原	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、ほっけ・かれい底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。 (4) 漁業権行使規則には、すけとうだら底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、15メートル以下でなければならない。 オ 2月1日から11月30日までの間は、漁具を敷設してはならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）	
						ちか・きゅうりうお刺し網漁業	3月1日から6月30日まで						
						ながずか刺し網漁業	1月1日から12月31日まで						
						にしん刺し網漁業	12月16日から翌年8月31日まで						
						はたはた刺し網漁業	1月1日から翌年1月31日まで						
						ほっけ・めばる・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで						
					ほっけ・いわし・いかなご小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで							
					すけとうだら底建網漁業	1月1日から12月31日まで							
					ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで							
					はもどう漁業	5月1日から12月31日まで							
					ちか地びき網漁業	6月1日から翌年2月末日まで							
					(11)	渡海共第11号	茅部郡鹿部町地先						別紙のとおり
	こんぶ漁業												
	ちがいそ漁業												
	のり漁業												
	ふのり漁業												
	わかめ漁業												
	あわび漁業												
	いがい漁業												
	つぶ漁業												
	ほたてがい漁業												
	ほっきがい漁業												
	うに漁業												
	たこ漁業												
	なまこ漁業												
	(12)	渡海共第12号	茅部郡鹿部町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	鹿部町		(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
						たら刺し網漁業	12月1日から翌年3月31日まで						
						ちか・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から12月31日まで						
						ながずか刺し網漁業	3月1日から6月30日まで						
						にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで						
						はたはた刺し網漁業	5月1日から翌年1月31日まで						
						ほっけ・めばる・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで						
						ほていうお刺し網漁業	12月1日から翌年3月31日まで						
はたはた小型定置網漁業						11月1日から翌年1月31日まで							
ます・ほっけ・いか小型定置網漁業						12月15日から翌年8月31日まで							

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(13)	渡海共第13号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市岩戸町、 双見町、大船 町、豊崎町、臼 尻町及び安浦町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
						こんぶ漁業						
						ちがいそ漁業						
						てんぐさ漁業						
						のり漁業						
						ふのり漁業						
						まつも漁業						
						わかめ漁業						
						あさり漁業						
						あわび漁業						
						いがい漁業						
						つぶ漁業						
						ほたてがし漁業						
	ほっきがし漁業											
	うに漁業											
	えむし漁業											
	たこ漁業											
	なまこ漁業											
	(14)	渡海共第14号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市岩戸町、 双見町、大船 町、豊崎町、臼 尻町及び安浦町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
						かれい刺し網漁業						
						たら刺し網漁業						
						12月1日から翌年3月31日まで						
						ちか・きゅうりうお刺し網漁業						
						1月1日から12月31日まで						
						ながずか刺し網漁業						
						3月1日から6月30日まで						
						にしん刺し網漁業						
						はたはた刺し網漁業						
						5月1日から翌年1月31日まで						
						ほっけ・めぼる・さば刺し網漁業						
						1月1日から12月31日まで						
	ほていうお刺し網漁業											
	12月1日から翌年3月31日まで											
はたはた小型定置網漁業												
11月1日から翌年1月31日まで												
ます・ほっけ・いか小型定置網漁業												
12月15日から翌年8月31日まで												
ほっけ・かれい底建網漁業												
1月1日から12月31日まで												
第三種共同漁業												
ちか地びき網漁業												
6月1日から翌年2月末日まで												
(15)	渡海共第15号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市川汲町、 尾札部町、木直 町及び吉部町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）	
					こんぶ漁業							
					ちがいそ漁業							
					てんぐさ漁業							
					のり漁業							
					ふのり漁業							
					まつも漁業							
					わかめ漁業							
					あさり漁業							
					あわび漁業							
					いがい漁業							
					つぶ漁業							
					ほたてがし漁業							
ほっきがし漁業												
うに漁業												
えむし漁業												
たこ漁業												
なまこ漁業												

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項									
(16)	渡海共第16号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市川汲町、 尾札部町、木直 町及び吉部町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）									
					かわい刺し網漁業	12月1日から翌年3月31日まで														
					たら刺し網漁業	1月1日から12月31日まで														
					ちか・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から12月31日まで														
					ながずか刺し網漁業	3月1日から6月30日まで														
					にしん刺し網漁業	5月1日から翌年1月31日まで														
					はたはた刺し網漁業	1月1日から12月31日まで														
					ほっけ・めばる・さば刺し網漁業	12月1日から翌年3月31日まで														
					ほていうお刺し網漁業	11月1日から翌年1月31日まで														
					はたはた小型定置網漁業	12月15日から翌年8月31日まで														
				ます・ほっけ・いか小型定置網漁業	6月1日から翌年2月末日まで															
				第三種共同漁業	ちか地びき網漁業	1月1日から12月31日まで														
				(17)	渡海共第17号	函館市地先						別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市銚子町、 新浜町、新八幡 町、絵紙山町、 新恵山町、富浦 町、島泊町、元 村町及び恵山岬 町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
														こんぶ漁業						
														ちがいそ漁業						
てんぐさ漁業																				
のり漁業																				
ふのり漁業																				
まつも漁業																				
わかめ漁業																				
あわび漁業																				
いがい漁業																				
つぶ漁業																				
ほたてがし漁業																				
うに漁業																				
えむし漁業																				
たこ漁業																				
なまこ漁業																				
ほや漁業																				
(18)	渡海共第18号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かわい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市銚子町、 新浜町、新八幡 町、絵紙山町、 新恵山町、富浦 町、島泊町、元 村町及び恵山岬 町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）									
					ひらめ刺し網漁業	12月1日から翌年4月30日まで														
					ほっけ・めばる・さば刺し網漁業															
					ほていうお刺し網漁業															
(19)	渡海共第19号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市恵山町、 柏野町及び御崎 町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）									
					こんぶ漁業															
					ちがいそ漁業															
					てんぐさ漁業															
					のり漁業															
					ふのり漁業															
					まつも漁業															
					わかめ漁業															
					あわび漁業															
					いがい漁業															
					つぶ漁業															
					ほたてがし漁業															
					うに漁業															
					えむし漁業															
					たこ漁業															
なまこ漁業																				
ほや漁業																				

改正後

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(20)	渡海共第20号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市恵山町、 柏野町及び御崎町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					ひらめ刺し網漁業						
					ほっけ・めばる・さば刺し網漁業						
(21)	渡海共第21号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市古武井町、日ノ浜町及び高岱町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					こんぶ漁業						
					ちがいそ漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					まつも漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
(22)	渡海共第22号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市古武井町、日ノ浜町及び高岱町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					ひらめ刺し網漁業						
					ほっけ・めばる・さば刺し網漁業						
					ほていうお刺し網漁業						
					ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業						
				第三種共同漁業	ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで					
					くりがにかご漁業	6月1日から翌年2月末日まで					
					ひらつめがにかご漁業						
					ちか地びき網漁業						

改正後

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(23)	渡海共第23号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市豊浦町、 大淵町、中浜 町、女那川町、 川上町及び日和 山町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
						こんぶ漁業						
						ちがいそ漁業						
						てんぐさ漁業						
						のり漁業						
						ふのり漁業						
						まつも漁業						
						わかめ漁業						
						あさり漁業						
						あわび漁業						
						いがい漁業						
						かき漁業						
						つぶ漁業						
						ほたてがし漁業						
						うに漁業						
	えむし漁業											
	たこ漁業											
	なまこ漁業											
	ほや漁業											
	(24)	渡海共第24号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市豊浦町、 大淵町、中浜 町、女那川町、 川上町及び日和 山町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
						ひらめ刺し網漁業						
						ほっけ・めばる・さば刺し網漁業						
					第三種共同漁業	ほていうお刺し網漁業	12月1日から翌年4月30日まで					
						ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業	12月15日から翌年8月31日まで					
						ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで					
	(25)	渡海共第25号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市日浦町及 び吉畑町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
						こんぶ漁業						
						ちがいそ漁業						
						てんぐさ漁業						
						のり漁業						
						ふのり漁業						
						まつも漁業						
						わかめ漁業						
あわび漁業												
いがい漁業												
つぶ漁業												
ほたてがし漁業												
うに漁業												
えむし漁業												
たこ漁業												
なまこ漁業												
ほや漁業												

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(26)	渡海共第26号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市日浦町及 び吉畑町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					ひらめ刺し網漁業						
					ほっけ・めばる・さば刺し網漁業	12月1日から翌年4月30日まで					
					ほていのお刺し網漁業	12月15日から翌年8月31日まで					
(27)	渡海共第27号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	かれい・かえい・いか小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市原木町、 新二見町、浜 町、館町、泊町 及び弁才町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					ほっけ・かえい・いか小型定置網漁業						
					ほっけ・かえい・底建網漁業						
					ぎんなんそう漁業						
					こんぶ漁業						
					ちがいそ漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					まつも漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					つぶ漁業						
					うに漁業						
(28)	渡海共第28号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市瀬田来 町、汐首町及び 釜谷町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					たこ漁業						
					なまこ漁業						
					ほや漁業						
					ぎんなんそう漁業						
					こんぶ漁業						
					ちがいそ漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					まつも漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					つぶ漁業						
(29)	渡海共第29号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市原木町、 新二見町、浜 町、館町、泊 町、弁才町、瀬 田来町、汐首町 及び釜谷町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					えむし漁業						
					たこ漁業						
					なまこ漁業						
					ほや漁業						
					かえい刺し網漁業	12月1日から翌年4月30日まで					
					たなご刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					たら刺し網漁業	12月15日から翌年8月31日まで					
ほっけ・めばる・さば刺し網漁業	12月1日から翌年4月30日まで										
ほていのお刺し網漁業	12月15日から翌年8月31日まで										
ちか・たなご小型定置網漁業	12月15日から翌年8月31日まで										
ほっけ・かえい・いか小型定置網漁業											

改正後

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項			
改正後	(30)	渡海共第30号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	-	函館市小安町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）			
						こんぶ漁業								
						ちがいそ漁業								
						のり漁業								
						ふのり漁業								
						まつも漁業								
						わかめ漁業								
						あわび漁業								
						いがい漁業								
						つぶ漁業								
						うに漁業								
						えむし漁業								
						たこ漁業								
	なまこ漁業													
	ほや漁業													
	(31)	渡海共第31号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	-	函館市小安町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）			
						たなご刺し網漁業								
						ひらめ刺し網漁業								
						ほっけ・めばる・さば刺し網漁業								
						ほていうお刺し網漁業								
						ちか・たなご小型定置網漁業								
						ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業								
	ほまどう漁業													
	(32)	渡海共第32号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	-	函館市石崎町、白石町及び鶴野町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）			
						こんぶ漁業								
						ちがいそ漁業								
						てんぐさ漁業								
						のり漁業								
						ひじき漁業								
						ふのり漁業								
						まつも漁業								
						わかめ漁業								
						あわび漁業								
つぶ漁業														
ほたてがし漁業														
うに漁業														
えむし漁業														
たこ漁業														
なまこ漁業														
ほや漁業														
(33)	渡海共第33号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	-	函館市石崎町、白石町及び鶴野町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）				
					たなご刺し網漁業									
					ちか・きゅうりうお刺し網漁業									
					ひらめ刺し網漁業									
					ほっけ・めばる・さば刺し網漁業									
					ほていうお刺し網漁業									
					ちか・たなご小型定置網漁業									
								第三種共同漁業	ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業	12月1日から翌年4月30日まで				
									ほっけ・かれい・底建網漁業					
									たなご地びき網漁業					

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(34)	渡海共第34号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市古川町、 石倉町、新湊町 及び銭亀町	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
						こんぶ漁業						
						ちがいそ漁業						
						てんぐさ漁業						
						のり漁業						
						ひじき漁業						
						ふのり漁業						
						まつも漁業						
						わかめ漁業						
						あわび漁業						
						つぶ漁業						
						うに漁業						
						たこ漁業						
	なまこ漁業											
	(35)	渡海共第35号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市古川町、 石倉町、新湊町 及び銭亀町	（1）漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければ ならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やか に海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に 戻さなければならない。 （2）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用 する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 （3）漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しな ければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
						たなご刺し網漁業						
						たら刺し網漁業						
						12月1日から翌年4月30日まで						
						ひらめ刺し網漁業						
						1月1日から12月31日まで						
						ほっけ・めばる・さば刺し網漁業						
						ほていお刺し網漁業						
						12月1日から翌年4月30日まで						
						ちか・たなご小型定置網漁業						
						12月15日から翌年8月31日まで						
						ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業						
						ほっけ・かれい底建網漁業						
	1月1日から12月31日まで											
	(36)	渡海共第36号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市赤坂町、 瀬戸川町、高松 町、志海苔町及 び根崎町	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
						こんぶ漁業						
						ちがいそ漁業						
						てんぐさ漁業						
						のり漁業						
						ひじき漁業						
						ふのり漁業						
						まつも漁業						
わかめ漁業												
あさり漁業												
あわび漁業												
つぶ漁業												
うに漁業												
えむし漁業												
たこ漁業												
なまこ漁業												
ほや漁業												

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項											
(37)	渡海共第37号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市赤坂町、 瀬戸川町、高松 町、志海苔町及 び根崎町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければ ならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに 海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に 戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用 する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しな ければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）											
					たなご刺し網漁業																	
					ちか・きゅうりうお刺し網漁業																	
					ひらめ刺し網漁業																	
					ほっけ・めばる・さば刺し網漁業																	
					ほていお刺し網漁業							12月1日から翌年4月30日まで										
					ちか・たなご小型定置網漁業							12月15日から翌年7月14日まで										
					ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業																	
					ほっけ・かれい底建網漁業							1月1日から12月31日まで										
					はもどう漁業							5月1日から12月31日まで										
					(38)							渡海共第38号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市（岩戸町、双 見町、大船町、豊崎 町、白段町、安藤 町、川波町、尾札部 町、木道町、古部 町、鏡子町、新浜 町、新八幡町、絵紙 山町、新恵山町、富 浦町、島泊町、元村 町、恵山脚町、恵山 町、箱野町、御崎 町、古武井町、日ノ 浜町、高岱町、女郎 川町、川上町、日和 山町、中浜町、大瀧 町、豊浦町、吉畑 町、日浦町、原本 町、新二見町、浜 町、丸山町、館町、 泊町、弁才町、瀬田 栄町、砂音町、釜谷 町、小安町、小安山 町、石崎町、白石 町、鶴野町、古川 町、石倉町、新湊 町、銭亀町、志海苔 町、赤坂町、瀬戸川 町、高松町及び根崎 町を除く。）	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
																こんぶ漁業						
ちがいそ漁業																						
てんぐさ漁業																						
のり漁業																						
ひじき漁業																						
ふのり漁業																						
まつも漁業																						
わかめ漁業																						
あかざらがい漁業																						
あさり漁業																						
あわび漁業																						
つぶ漁業																						
ほたてがい漁業																						
ほっきがい漁業																						
うに漁業																						
えむし漁業																						
たこ漁業																						
なまこ漁業																						
ほや漁業																						
(39)	渡海共第39号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市（岩戸町、双 見町、大船町、豊崎 町、白段町、安藤 町、川波町、尾札部 町、木道町、古部 町、鏡子町、新浜 町、新八幡町、絵紙 山町、新恵山町、富 浦町、島泊町、元村 町、恵山脚町、恵山 町、箱野町、御崎 町、古武井町、日ノ 浜町、高岱町、女郎 川町、川上町、日和 山町、中浜町、大瀧 町、豊浦町、吉畑 町、日浦町、原本 町、新二見町、浜 町、丸山町、館町、 泊町、弁才町、瀬田 栄町、砂音町、釜谷 町、小安町、小安山 町、石崎町、白石 町、鶴野町、古川 町、石倉町、新湊 町、銭亀町、志海苔 町、赤坂町、瀬戸川 町、高松町及び根崎 町を除く。）	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限 を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに 海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に 戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数 又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しな ければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）											
					ちか・きゅうりうお刺し網漁業																	
					ひらめ刺し網漁業																	
					ほっけ・めばる・さば刺し網漁業																	
					ほていお刺し網漁業							12月1日から翌年4月30日まで										
					ちか・たなご小型定置網漁業							12月15日から翌年8月31日まで										
				ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業																		
				ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで																	
				くりがにかご漁業																		
				はもどう漁業	5月1日から12月31日まで																	
				第三種共同漁業	ちか地びき網漁業							6月1日から翌年2月末日まで										

改正後

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(40)	渡海共第40号	北斗市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	北斗市七重浜、 東浜、中央、飯 生、谷好、富川 及び館野	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
						こんぶ漁業						
						ふのり漁業						
						まつも漁業						
						わかめ漁業						
						あかがい漁業						
						あかざらがい漁業						
						あさり漁業						
						あわび漁業						
						いがい漁業						
						えぞいしかげがい漁業						
						えぞぼかがい漁業						
						かき漁業						
						つぶ漁業						
						ほっきがい漁業						
						うに漁業						
						えむし漁業						
						しゃこ漁業						
						たこ漁業						
						なまこ漁業						
	ほや漁業											
	(41)	渡海共第41号	北斗市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	北斗市七重浜、 東浜、中央、飯 生、谷好、富川 及び館野	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、180メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
						しらうお刺し網漁業	3月1日から7月31日まで					
						ちか・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
						ひらめ刺し網漁業						
						ほっけ・めばる刺し網漁業						
						かれい・いか・いわし小型定置網漁業	12月21日から翌年8月31日まで					
						ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで					
						がぞみかご漁業						
						くりがにかご漁業						
						はもどう漁業	5月1日から12月31日まで					
	(42)	渡海共第42号	北斗市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ちか地びき網漁業	6月1日から翌年2月末日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	北斗市矢不來及 び茂辺地	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
						こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで					
のり漁業												
ひじき漁業												
	ふのり漁業											
	まつも漁業											
	もずく漁業											
	わかめ漁業											
	あかざらがい漁業											
	あさり漁業											
	あわび漁業											
	かき漁業											
	つぶ漁業											
	ほっきがい漁業											
	うに漁業											
	えむし漁業											
	たこ漁業											
	なまこ漁業											
	ほや漁業											

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(43)	渡海共第43号	北斗市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	北斗市矢不來及 び茂辺地	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、180メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					たなご刺し網漁業						
					ちか・きゅうりうお刺し網漁業						
(44)	渡海共第44号	北斗市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	北斗市当別及び 三ツ石	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					たなご刺し網漁業						
					ひじき漁業						
					ふのり漁業						
					まつも漁業						
					もずく漁業						
					わかめ漁業						
					あさり漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
(45)	渡海共第45号	北斗市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	北斗市当別及び 三ツ石	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、180メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					のり漁業						
					つぶ漁業						
					ほっきがい漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					たこ漁業						
					なまこ漁業						
					ほや漁業						
					くりがにかご漁業						

改正後

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

改正後

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
改正後	(46)	渡海共第46号	上磯郡木古内町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	-	木古内町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
						のり漁業					
						ひじき漁業					
					ふのり漁業	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	-				
					まつも漁業						
					もずく漁業						
					わかめ漁業						
					あさり漁業						
					あわび漁業						
					たいらぎ漁業						
					つぶ漁業						
					ほっきがい漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					たこ漁業						
					なまこ漁業						
					ほや漁業						
改正後	(47)	渡海共第47号	上磯郡木古内町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい・刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	-	木古内町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、180メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
						たなご刺し網漁業					
						ひらめ刺し網漁業					
					ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業	12月21日から翌年8月31日まで					
					ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ほもどう漁業	5月1日から12月31日まで					
					こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	-	知内町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）	
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					まつも漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					たいらぎ漁業						
					つぶ漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					たこ漁業						
					なまこ漁業						
					ほや漁業						

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(49)	渡海共第49号	上磯郡知内町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	知内町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、180メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					たなご刺し網漁業						
					ほらめ刺し網漁業						
(50)	渡海共第50号	松前郡福島町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	福島町字岩部、 字浦和、字日の出、 字三岳、字塩釜、 字月崎、字福島、 字日向及び字白符	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					こんぶ漁業						
					つのまた漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ひじき漁業						
					ふのり漁業						
					まつも漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
(51)	渡海共第51号	松前郡福島町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	福島町字岩部、 字浦和、字日の出、 字三岳、字塩釜、 字月崎、字福島、 字日向及び字白符	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、180メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					たなご刺し網漁業						
					ほらめ刺し網漁業						
					ほっけ・めばる刺し網漁業						
					ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業						
ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業	11月1日から翌年8月31日まで										
ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで										

改正後

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(52)	渡海共第52号	松前郡福島町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	福島町字宮歌、 字豊浜、字吉 岡、字館崎、字 吉野及び字松浦	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
						こんぶ漁業						
						つのまた漁業						
改正後	(53)	渡海共第53号	松前郡福島町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	福島町字宮歌、 字豊浜、字吉 岡、字館崎、字 吉野及び字松浦	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければ ならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに 海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に 戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用 する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しな ければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、180メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
						たなご刺し網漁業						
						ひらめ刺し網漁業						
改正後	(54)	渡海共第54号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ほっけ・めばる刺し網漁業	11月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	松前町	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
						ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで					
						ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで					
改正後	(54)	渡海共第54号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	松前町	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
						こんぶ漁業						
						つのまた漁業						

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(55)	渡海共第55号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	松前町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					さめ刺し網漁業	11月1日から翌年7月31日まで					
					たなご刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					にしん刺し網漁業	1月1日から6月30日まで					
(56)	渡海共第56号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	松前町字館浜、 字札前、字赤神、 字静浦及び字茂草	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					もずく漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					かき漁業						
					さざえ漁業						
					うに漁業						
					たこ漁業						
					なまこ漁業						
(57)	渡海共第57号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	松前町字館浜、 字札前、字赤神、 字静浦及び字茂草	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					かれい刺し網漁業	11月1日から翌年7月31日まで					
					さめ刺し網漁業						
					ひらめ刺し網漁業						
					ほっけ・めばる刺し網漁業						
(58)	渡海共第58号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	松前町字小浜、 字清部、字高野、 字大津、字江良、 字二越、字白坂、 字原口及び字神山	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					もずく漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					かき漁業						
					うに漁業						
					たこ漁業						
					なまこ漁業						
					ほや漁業						

改正後

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(59)	渡海共第59号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かきれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	松前町字小浜、 字清部、字高 野、字大津、字 江良、字二越、 字白坂、字原口 及び字神山	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					さめ刺し網漁業	11月1日から翌年7月31日まで					
					たら刺し網漁業	11月1日から翌年5月31日まで					
(60)	渡海共第60号	山越郡長万部 町、二海郡八 雲町及び茅部 郡森町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	長万部町、八雲 町（熊石泉岱 町、熊石折戸 町、熊石相沼 町、熊石節平 町、熊石泊川 町、熊石黒岩 町、熊石見日 町、熊石鮎川 町、熊石大谷 町、熊石平町、 熊石巖岩町、熊 石根崎町、熊石 雲石町、熊石鳴 神町、熊石西浜 町及び熊石関内 町を除く）及び 森町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					ほっけ・めばる刺し網漁業						
					ほっけ・かきれい底建網漁業						
(61)	渡海共第61号	山越郡長万部 町、二海郡八 雲町及び茅部 郡森町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	いわし刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	長万部町、八雲 町（熊石泉岱 町、熊石折戸 町、熊石相沼 町、熊石節平 町、熊石泊川 町、熊石黒岩 町、熊石見日 町、熊石鮎川 町、熊石大谷 町、熊石平町、 熊石巖岩町、熊 石根崎町、熊石 雲石町、熊石鳴 神町、熊石西浜 町及び熊石関内 町を除く）及び 森町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					かきれい刺し網漁業						
					たら刺し網漁業	11月1日から翌年5月31日まで					
					ながずか刺し網漁業	3月1日から6月30日まで					
					にしん刺し網漁業	10月1日から翌年6月30日まで					
					はたはた刺し網漁業	5月1日から翌年1月31日まで					
					ほっけ・めばる・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
はもどう漁業	5月1日から12月31日まで										

改正後

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(62)	渡海共第62号	茅部郡鹿部町 及び函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	鹿部町、函館市 岩戸町、双見 町、大船町、豊 崎町、白尻町、 安浦町、川汲 町、尾札部町、 木直町及び古部 町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(63)	渡海共第63号	茅部郡鹿部町 及び函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ぶり刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 3月1日から6月30日まで 10月1日から翌年6月30日まで 5月1日から翌年1月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	鹿部町、函館市 岩戸町、双見 町、大船町、豊 崎町、白尻町、 安浦町、川汲 町、尾札部町、 木直町及び古部 町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(64)	渡海共第64号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市（岩戸町、双見町、大船町、豊崎町、白尻町、安浦町、川汲町、尾札部町、木直町及び古部町を除く）	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(65)	渡海共第65号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	いわし刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ぶり刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市（岩戸町、双見町、大船町、豊崎町、白尻町、安浦町、川汲町、尾札部町、木直町及び古部町を除く）	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(66)	渡海共第66号	函館市、北斗市、上磯郡木古内町及び知内町並びに松前郡福島町及び松前町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市（岩戸町、双見町、大船町、豊崎町、白尻町、安浦町、川汲町、尾札部町、木直町、古部町、鏡子町、新浜町、新八幡町、絵紙山町、新恵山町、常瀬町、島泊町、元村町、恵山脚町、御崎町、柏野町、恵山町、古武井町、日ノ孫町、高谷町、女那川町、川上町、日和山町、中浜町、大瀬町、豊浦町、吉畑町、日浦町、原本町、新二見町、浜町、丸山町、船町、泊町、中子町、瀬田来町、汐音町、釜谷町、小安町、小安山町、石崎町、白石町、鶴野町、古川町、石倉町、新藤町、銭亀町、志海苔町、赤坂町、瀬戸川町、高松町及び根崎町を除く）、北斗市、木古内町、知内町、福島町及び松前町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

改正後

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(67)	渡海共第67号	函館市、北斗市、上磯郡木古内町及び知内町並びに松前郡福島町及び松前町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市（岩戸町、双見町、大船町、豊崎町、白灰町、安浦町、川後町、尾札部町、水産町、古部町、鏡子町、新浜町、新八幡町、絵紙山町、新恵山町、常浦町、島泊町、元村町、恵山御町、御崎町、柏野町、恵山町、古武井町、日ノ浜町、高岱町、女那川町、川上町、日和山町、中浜町、大瀧町、豊浦町、吉畑町、日浦町、原本町、新二見町、浜町、丸山町、鶴町、沼野、中才町、瀬田栄町、汐吉町、釜谷町、小安町、小安山町、石崎町、白石町、鶴野町、古川町、石倉町、新藤町、鏡島町、志海菅町、赤坂町、瀬戸川町、高松町及び根崎町を除く）、北斗市、木古内町、知内町、福島町及び松前町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					いわし刺し網漁業						
					かめ刺し網漁業	11月1日から翌年7月31日まで					
					たら刺し網漁業	11月1日から翌年5月31日まで					
					ひらめ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ぶり刺し網漁業						
					ほっけ・めばる刺し網漁業						
(68)	渡海共第68号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	さめ刺し網漁業	11月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市（岩戸町、双見町、大船町、豊崎町、白灰町、安浦町、川後町、尾札部町、水産町、古部町、鏡子町、新浜町、新八幡町、絵紙山町、新恵山町、常浦町、島泊町、元村町、恵山御町、御崎町、柏野町、恵山町、古武井町、日ノ浜町、高岱町、女那川町、川上町、日和山町、中浜町、大瀧町、豊浦町、吉畑町、日浦町、原本町、新二見町、浜町、丸山町、鶴町、沼野、中才町、瀬田栄町、汐吉町、釜谷町、小安町、小安山町、石崎町、白石町、鶴野町、古川町、石倉町、新藤町、鏡島町、志海菅町、赤坂町、瀬戸川町、高松町及び根崎町を除く）、北斗市、木古内町、知内町、福島町及び松前町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					たら刺し網漁業	11月1日から翌年5月31日まで					
					ほっけ・めばる刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					

改正後

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(69)	渡胆海共第1号	室蘭市、伊達市、虻田郡洞爺湖町及び豊浦町、山越郡長万部町、二海郡八雲町並びに茅部郡森町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	室蘭市、伊達市、洞爺湖町、豊浦町、長万部町、八雲町（熊石東岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石船平町、熊石治川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石堂岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町を除く）及び森町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(70)	渡胆海共第2号	室蘭市、伊達市、虻田郡洞爺湖町及び豊浦町、山越郡長万部町、二海郡八雲町並びに茅部郡森町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かきれい刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 めばる・かじか・ほっけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	室蘭市、伊達市、洞爺湖町、豊浦町、長万部町、八雲町（熊石東岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石船平町、熊石治川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石堂岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町を除く）及び森町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(71)	長海区第1号	山越郡長万部町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	かき養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	長万部町	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(72)	八海区第1号	二海郡八雲町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	八雲町（東野、落部、栄浜、入沢、熊石東岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石船平町、熊石治川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石堂岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町を除く）	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(73)	八海区第2号	二海郡八雲町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業 ほや養殖業 うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	八雲町東野、落部、栄浜及び入沢	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(74)	森海区第1号	茅部郡森町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	かき養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	森町（森町字砂原を除く）	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(75)	森海区第2号	茅部郡森町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 かき養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	森町字砂原	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(76)	森海区第3号	茅部郡森町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 かき養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	森町字砂原	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

改正後

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(77)	鹿海区第1号	茅部郡鹿部町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業 ほや養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	鹿部町	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(78)	鹿海区第2号	茅部郡鹿部町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	鹿部町	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(79)	鹿海区第3号	茅部郡鹿部町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	鹿部町	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(80)	函海区第1号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	あわび養殖業 うに養殖業 こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市岩戸町、 双見町、大船町、 豊崎町、白尻町及び安浦町	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(81)	函海区第2号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	あわび養殖業 うに養殖業 こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市川汲町、 尾礼部町、木直町 及び吉部町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(82)	函海区第3号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市鏡子町、新浜町、 新八幡町、絵紙山町、 新恵山町、富浦町、 島泊町、元村町、 恵山脚町、恵山町、 栢野町、御崎町、 古武井町、日ノ浜町、 高岱町、吉畑町、 豊浦町、大淵町、 中浜町、女那川町、 川上町、日和田町 及び日浦町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(83)	函海区第4号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市鏡子町、新浜町、 新八幡町、絵紙山町、 新恵山町、富浦町、 島泊町、元村町、 恵山脚町、恵山町、 栢野町、御崎町、 古武井町、日ノ浜町、 高岱町、吉畑町、 豊浦町、大淵町、 中浜町、女那川町、 川上町、日和田町 及び日浦町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(84)	函海区第5号	函館市地先	別紙のとおり	第二種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別漁業権	—	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(85)	函海区第6号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市鏡子町、新浜町、 新八幡町、絵紙山町、 新恵山町、富浦町、 島泊町、元村町、 恵山脚町、恵山町、 栢野町、御崎町、 古武井町、日ノ浜町、 高岱町、吉畑町、 豊浦町、大淵町、 中浜町、女那川町、 川上町、日和田町 及び日浦町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

改正後

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(86)	函海区第7号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市鏡子町、新浜町、新八幡町、楡紙山町、新恵山町、常浦町、島泊町、元村町、恵山御町、恵山町、柏野町、御崎町、古武井町、日ノ浜町、帯岱町、吉畑町、豊浦町、大淵町、中浜町、女那川町、川上町、日和山町及び日浦町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(87)	函海区第8号	函館市地先	別紙のとおり	第二種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別漁業権	—	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(88)	函海区第9号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市鏡子町、新浜町、新八幡町、楡紙山町、新恵山町、常浦町、島泊町、元村町、恵山御町、恵山町、柏野町、御崎町、古武井町、日ノ浜町、帯岱町、吉畑町、豊浦町、大淵町、中浜町、女那川町、川上町、日和山町及び日浦町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(89)	函海区第10号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市鏡子町、新浜町、新八幡町、楡紙山町、新恵山町、常浦町、島泊町、元村町、恵山御町、恵山町、柏野町、御崎町、古武井町、日ノ浜町、帯岱町、吉畑町、豊浦町、大淵町、中浜町、女那川町、川上町、日和山町及び日浦町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(90)	函海区第11号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市原木町、新二見町、浜町、館町、泊町及び弁才町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(91)	函海区第12号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市原木町、新二見町、浜町、館町、泊町及び弁才町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

改正後

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(92)	函海区第13号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市原木町、 新二見町、浜町、 館町、泊町及び び弁才町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(93)	函海区第14号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市瀬田来町、 汐首町及び釜谷町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(94)	函海区第15号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市小安町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(95)	函海区第16号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市石崎町、 白石町及び鶴野町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(96)	函海区第17号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市古川町、 石倉町、新湊町 及び銭亀町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(97)	函海区第18号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市古川町、 石倉町、新湊町 及び銭亀町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(98)	函海区第19号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市赤坂町、 瀬戸川町、高松町、 志海苔町及び根崎町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(99)	北斗海区第1号	北斗市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	かき養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	北斗市	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(100)	北斗海区第2号	北斗市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	北斗市	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(101)	北斗海区第3号	北斗市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	あわび養殖業 こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	北斗市	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(102)	木海区第1号	上磯郡木古内町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	うに養殖業 かき養殖業 こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	木古内町、知内町 字中の川及び森越	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(103)	木海区第2号	上磯郡木古内町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	木古内町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

改正後

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権 の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(104)	木海区第3号	上磯郡木古内町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	木古内町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(105)	木海区第4号	上磯郡木古内町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	木古内町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(106)	木海区第5号	上磯郡木古内町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	木古内町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(107)	知海区第1号	上磯郡知内町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	かき養殖業 こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	知内町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(108)	知海区第2号	上磯郡知内町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	あわび養殖業 うに養殖業 かき養殖業 こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	知内町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(109)	知海区第3号	上磯郡知内町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	あわび養殖業 うに養殖業 こんぶ養殖業 ほや養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	知内町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(110)	知海区第4号	上磯郡知内町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	あわび養殖業 うに養殖業 こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	知内町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(111)	福海区第1号	松前郡福島町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	福島町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(112)	福海区第2号	松前郡福島町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	福島町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(113)	福海区第3号	松前郡福島町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	福島町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(114)	福海区第4号	松前郡福島町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	福島町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(115)	松海区第1号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

改正後

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(116)	松海区第2号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(117)	松海区第3号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(118)	松海区第4号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(119)	松海区第5号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(120)	松海区第6号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(121)	松海区第7号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(122)	松海区第8号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(123)	松海区第9号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(124)	松海区第10号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(125)	松海区第11号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件） 【新規漁業権】
(126)	松海区第12号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(127)	松海区第13号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件） 【新規漁業権】

改正後

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(128)	松海区第14号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件） 【新規漁業権】
(129)	松海区第15号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件） 【新規漁業権】
(130)	松海区第16号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(131)	松海区第17号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(132)	松海区第18号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(133)	松海区第19号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(134)	松海区第20号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(135)	松海区第21号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(136)	松海区第22号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(137)	松海区第23号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

改正後

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(305)	福さけ・かれい定 第2号	松前郡福島町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・かれい定置漁業	9月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁 場番号、漁業の名 称、条件）
(306)	松ほっけ・かれ い・さけ定第1号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	定置漁業	ほっけ・かれい・さけ定置漁業	9月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁 場番号、漁業の名 称、条件）
(307)	松さけ定第1号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月25日ま で	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁 場番号、漁業の名 称、条件） 新規
(308)	松ほっけ・かれ い・さけ定第2号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	定置漁業	ほっけ・かれい・さけ定置漁業	9月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁 場番号、漁業の名 称、条件）

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

改正後

渡島海区漁場計画（第15次定置漁業権）別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(138)	長さけ・かれい・すけとうだら定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(139)	長さけ・かれい・すけとうだら定第2号	
(140)	長さけ・かれい・すけとうだら定第3号	
(141)	長さけ・かれい・すけとうだら定第4号	
(142)	長さけ・かれい・すけとうだら定第5号	
(143)	長さけ・かれい・すけとうだら定第6号	
(144)	長さけ・かれい・すけとうだら定第7号	
(145)	長さけ・かれい・すけとうだら定第8号	
(146)	長さけ・かれい・すけとうだら定第9号	
(147)	長さけ・かれい・すけとうだら定第10号	
(148)	長さけ・かれい・すけとうだら定第11号	
(149)	長さけ・かれい・すけとうだら定第12号	
(150)	長さけ・かれい・すけとうだら定第13号	
(151)	長さけ・かれい・すけとうだら定第14号	
(152)	長さけ・かれい・すけとうだら定第15号	
(153)	長さけ・かれい・すけとうだら定第16号	
(154)	長さけ・かれい・すけとうだら定第17号	
(155)	長さけ・かれい・すけとうだら定第18号	
(156)	長さけ・かれい・すけとうだら定第19号	
(157)	長さけ・かれい・すけとうだら定第20号	
(158)	長さけ・かれい・すけとうだら定第21号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(159)	長さけ・かれい・すけとうだら定第22号	
(160)	長さけ・かれい・すけとうだら定第23号	
(161)	八さけ・かれい・すけとうだら定第1号	
(162)	八さけ・かれい・すけとうだら定第2号	
(163)	八さけ・かれい・すけとうだら定第3号	
(164)	八さけ・かれい・すけとうだら定第4号	
(165)	八さけ・かれい・すけとうだら定第5号	
(166)	八さけ・かれい・すけとうだら定第6号	

区分	漁場番号	条 件
(167)	八さけ・かれい・すけとうだら定第7号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(168)	八さけ・かれい・すけとうだら定第8号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(169)	八さけ・かれい・すけとうだら定第9号	(2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。
(170)	八さけ・かれい・すけとうだら定第10号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(171)	八さけ・かれい・すけとうだら定第11号	
(172)	八さけ・かれい・すけとうだら定第12号	
(173)	八さけ・かれい・すけとうだら定第13号	
(174)	八さけ・かれい・すけとうだら定第14号	
(175)	八さけ・かれい・すけとうだら定第15号	
(176)	八さけ・かれい・すけとうだら定第16号	
(177)	八さけ・かれい・すけとうだら定第17号	
(178)	八さけ・かれい・すけとうだら定第18号	
(179)	森さけ・いか・すけとうだら定第1号	
(180)	森さけ・いか・すけとうだら定第2号	
(181)	森さけ・いか・すけとうだら定第3号	
(182)	森さけ・いか・すけとうだら定第4号	
(183)	森さけ・いか・すけとうだら定第5号	
(184)	森さけ・いか・すけとうだら定第6号	
(185)	森さけ・いか・すけとうだら定第7号	
(186)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(187)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第2号	(2) 4月1日から4月10日までの間は、網を敷設してはなりません。
(188)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第3号	(3) 12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。
(189)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第4号	(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(190)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第5号	
(191)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第6号	
(192)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第7号	
(193)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第8号	
(194)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第9号	
(195)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第10号	

区分	漁場番号	条 件
(196)	森さけ・いか・すけとうだら定第8号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(197)	森さけ・いか・すけとうだら定第9号	(2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(198)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第11号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(199)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第12号	(2) 4月1日から4月10日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(200)	鹿さけ・いか定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(201)	鹿さけ・いか定第2号	(2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(202)	鹿まぐろ・いか・さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 3月1日から3月10日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(203)	函さけ・いか定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(204)	函さけ・いか定第2号	(2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(205)	函さけ・いか定第3号	
(206)	函さけ・いか定第4号	
(207)	函さけ・いか定第5号	
(208)	函さけ・いか定第6号	
(209)	函さけ・いか定第7号	
(210)	函さけ・いか定第8号	
(211)	函さけ・いか定第9号	
(212)	函さけ・いか定第10号	
(213)	函さけ・いか定第11号	
(214)	函さけ・いか定第12号	
(215)	函さけ・いか定第13号	
(216)	函さけ・いか定第14号	
(217)	函さけ・いか定第15号	
(218)	函さけ・いか定第16号	
(219)	函さけ・いか定第17号	
(220)	函さけ・いか定第18号	

区分	漁場番号	条 件
(221)	函まぐろ・いか・さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(222)	函まぐろ・いか・さけ定第2号	(2) 1月1日から3月10日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(223)	函まぐろ・いか・さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 1月1日から3月10日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(224)	函まぐろ・いか・さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(225)	函まぐろ・いか・さけ定第5号	(2) 1月1日から3月10日までの間は、網を敷設してはなりません。
(226)	函まぐろ・いか・さけ定第6号	(3) 12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。
(227)	函まぐろ・いか・さけ定第7号	(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(228)	函まぐろ・いか・さけ定第8号	
(229)	函まぐろ・いか・さけ定第9号	
(230)	函まぐろ・いか・さけ定第10号	
(231)	函まぐろ・いか・さけ定第11号	
(232)	函まぐろ・いか・さけ定第12号	
(233)	函まぐろ・いか・さけ定第13号	
(234)	函まぐろ・いか・さけ定第14号	
(235)	函まぐろ・いか・さけ定第15号	
(236)	函まぐろ・いか・さけ定第16号	
(237)	函まぐろ・いか・さけ定第17号	
(238)	函まぐろ・いか・さけ定第18号	
(239)	函まぐろ・いか・さけ定第19号	
(240)	函まぐろ・いか・ぶり・さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(241)	函まぐろ・いか・ぶり・さけ定第2号	(2) 3月1日から3月10日までの間は、網を敷設してはなりません。
(242)	函いか・ぶり・さけ定第1号	(3) 12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。
(243)	函いか・ぶり・さけ定第2号	(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条 件
(244)	函いか・ぶり・さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月22日から7月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(245)	函いか・ぶり・さけ定第4号	
(246)	函いか・さけ定第1号	
(247)	函いか・さけ定第2号	
(248)	函さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月13日から12月17日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(249)	函さけ定第2号	
(250)	函さけ定第3号	
(251)	函さけ定第4号	
(252)	函さけ定第5号	
(253)	函さけ定第6号	
(254)	函さけ定第7号	
(255)	函さけ定第8号	
(256)	函さけ定第9号	
(257)	函さけ定第10号	
(258)	函さけ定第11号	
(259)	函さけ定第12号	
(260)	函さけ定第13号	
(261)	北斗さけ・いわし定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(262)	北斗さけ・いわし定第2号	
(263)	北斗さけ・いわし定第3号	
(264)	北斗さけ・いわし定第4号	
(265)	北斗さけ・いわし定第5号	
(266)	北斗さけ・いわし定第6号	
(267)	北斗さけ・いわし定第7号	
(268)	北斗さけ・いわし定第8号	
(269)	北斗さけ・いわし定第9号	
(270)	北斗さけ・いわし定第10号	
(271)	北斗さけ・いわし定第11号	
(272)	北斗さけ・いわし定第12号	
(273)	北斗さけ・いわし定第13号	
(274)	北斗さけ・いわし定第14号	

区分	漁場番号	条 件
(275)	北斗さけ・いわし定第15号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(276)	北斗さけ・いわし定第16号	
(277)	北斗さけ・いわし定第17号	
(278)	北斗さけ・いわし定第18号	
(279)	北斗さけ・いわし定第19号	
(280)	北斗さけ・いわし定第20号	
(281)	北斗さけ・いわし定第21号	
(282)	北斗さけ・いわし定第22号	
(283)	北斗さけ・いわし定第23号	
(284)	北斗さけ・いわし定第24号	
(285)	北斗さけ・いわし定第25号	
(286)	北斗さけ・いわし定第26号	
(287)	北斗さけ・いわし定第27号	
(288)	北斗さけ・いわし定第28号	
(289)	北斗さけ・いわし定第29号	
(290)	北斗さけ・いわし定第30号	
(291)	北斗さけ・いわし定第31号	
(292)	北斗さけ・いわし定第32号	
(293)	北斗さけ・いわし定第33号	
(294)	北斗さけ・いわし定第34号	
(295)	北斗さけ・いわし定第35号	
(296)	北斗さけ・いわし定第36号	
(297)	北斗さけ・いわし定第37号	
(298)	北斗さけ・いわし定第38号	
(299)	木さけ・かれい定第1号	
(300)	木さけ・かれい定第2号	
(301)	木さけ・かれい定第3号	
(302)	知さけ・かれい定第1号	
(303)	知さけ・かれい定第2号	
(304)	福さけ・かれい定第1号	
(305)	福さけ・かれい定第2号	

区分	漁場番号	条 件
(306)	松ほっけ・かれい・さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(307)	松さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月21日から12月25日までの間において、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(308)	松ほっけ・かれい・さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。